

根室海区漁業調整委員会指示第5号

根室海峡北部における定置漁業の保護について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和7年7月8日

根室海区漁業調整委員会会長 福原 正 純



1 保護区域

斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原賛」から真方位69度30分の線に囲まれた海域に敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。

2 指示期間

令和7年8月20日から令和7年11月30日まで

3 保護区域内の行為の禁止

定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。

ただし、羅臼町地先海域における船外機船によるイカ釣り漁業は除く。